

平成 30 年度第 2 回亀岡市総合計画審議会進行管理部会 議事要旨録

日 時：平成 30 年 9 月 6 日（木）午後 1：00～5：50

場 所：亀岡市役所 8 階 800 会議室

出席者：今里委員、渋谷委員、手塚副部長、原田部長、福阪委員、矢田委員

【議事 1 追加出席者】

塩見亮輔（労働分野）、豊福淳之（行政分野）、平城芳晴（金融分野）

欠席者：尾崎委員、野中委員

議 題：1 開会

2 議事

（1）地方創生事業に係る検証

（2）後期基本計画第 3 章第 5 節「障害のある人の支援」に係るヒアリング

（3）後期基本計画第 4 章第 6 節「地域間交流・国際交流」に係るヒアリング

3 閉会

1 開会

2 議題

（1）地方創生事業に係る検証

○事業No. 1「古民家利活用による移住定住促進施設整備」「移住促進拠点活用事業」について説明（事務局）

○事業No. 1に係る質疑・意見

部会長

・平成 29 年度の移住決定者が 45 人とあるが、移住の相談件数は何件あったか。

ふるさと創生課

・相談件数は 1 年間で約 300 人あった。

部会長

・当事業は古民家再生の一つのモデルとなると思う。今後の水平展開として、古民家の老朽化、取り壊しといった課題に対する街並みの保全、再生について、どんなビジョンを持っているか。

ふるさと創生課

・当施設がある旧城下町について行政としての支援策はないが、古民家を利用した新しい生活スタイルをモデル事業として行政が示すことで、外観は古いままでも生活できるのだと思ってもらうことを目指している。周辺部については京都府の移住促進区域指定を受けることで、古民家改修の補助金などを受けられることから、古民家を活かすこともできるのではないかと考えている。

追加出席者 A

・古民家について、銀行ではリノベーションに係る融資は従来から行っているが、所有物件でなく賃貸物件の場合は金額が限られる。
・移住者は農業をされる方も多い。移住者の農機具についての支援があると良い。古民家に置いてある農機具は古く、最新の機具がないと新たに農業を始めるのは大変である。

ふるさと創生課

・空き家に置いてある農機具をそのまま使ってよいと言われる所有者もおられる。

事務局

- ・新規就農者など農業を志す方には、支援農家による農業指導の事業も行っている。

追加出席者 B

- ・京都府でも新規就農者を増やすため、様々な施策を行っている。新規就農者が農機具の購入に金利面で優遇を受けたり、農地を取得したりすることについても支援を行っている。
- ・亀岡は都会に近く、農業以外にも亀岡市内に住んで都市へ通勤される方もおられる。地元企業へ就職してもらうことも重要であり、「住むなら京都丹波プロジェクト」として企業の人事担当者へのアドバイス等、京都府として地元企業への就業支援の事業も行っているので紹介させていただく。

部会長

- ・ふるさと創生課で、移住者の農業や市内企業への就職についてワンストップでの情報提供、まちづくり施策への反映など進めていただきたい。

A 委員

- ・KPI の内、施設の相談窓口への移住相談者の移住決定数、宿泊者数について、平成 30 年度の目標はどのように設定しているか。

事務局

- ・平成 30 年度の目標値として、施設の相談窓口への移住相談者の移住決定数については 3 人、宿泊者数については 450 人を目標として設定している。

部会長

- ・亀岡に必要な施設であるため、今後施設を活用していただくことを期待する。

○事業No.2 「『亀岡まるごとガーデン・ミュージアム』プロジェクト」「ガーデン・ミュージアムおもてなし事業」について説明（事務局）

○事業No.2に係る質疑・意見

A 委員

- ・オープンガーデンについて、各庭は点在しているのか。それともルート化しているのか。

都市整備課

- ・47 件の庭を公開いただいたが、各庭は個人宅のため点在している。各庭を紹介する冊子を販売しており、それを見て各自で見学いただいている。

部会長

- ・オープンガーデンに参加している方以外でも、庭づくりに興味のある方は多くおられる。防災の観点でも、ゲリラ豪雨時等にコンクリートの床よりも庭の方が水を浸透させる等、水害を防ぐ機能がある。庭の持つ多面的な機能や、庭づくりのコツの指導をしてはどうか。

都市整備課

- ・オープンガーデンで庭を公開する方との調整は NPO 法人亀岡・花と緑の会が行っており、各個人の庭づくりなどの相談も併せて行っていただいているものと考えている。

部会長

- ・下水の汚泥から作るコンポストや有機たい肥について、農業で全て使うことは難しい現状がある。上下水道部と連携して、ガーデニングをされる方にも積極的に活用してもらってはどうか。

都市整備課

- ・現時点で下水汚泥から作るコンポストの活用はしていないが、亀岡市都市緑花協会が「花と緑のフェスティバル」等で、腐葉土の販売や配布を行っている。

部会長

- ・農業部門での温室効果ガスの排出量は世界的に大きな規模であり、地元での下水汚泥や腐葉土の活用は大事な手法であるので、普及に努めてもらいたい。

追加出席者 B

- ・本事業の目的は、来訪者へのおもてなしの気持ちを表すことで、地域の活性化、観光振興を図ることであるならば、おもてなしの気持ちを表すことをどのように周知したかなど、成果としてもっと記載した方が良い。
- ・成果として郷土愛の醸成、地元への定着等の記載があるが、ターゲットとしているのは来訪者の方であり、来訪者へおもてなしの気持ちを表したことを成果として記載した方が、良い評価ができる。

B 委員

- ・事業の目的が見えにくいように感じた。全体的に盛り上げていこうという気持ちは十分に伝わった。

部会長

- ・意見を踏まえて、おもてなしの気持ちをしっかりと伝えられるよう事業を進めていただきたい。

○事業No.3「森のステーションかめおか」「森のステーションかめおか（神前地区）魅力向上事業」について説明（事務局）

○事業No.3に係る質疑・意見

A 委員

- ・KPI②が不達成であることについて、関連施設での入場者が伸びなかったというのはどういうことか。

商工観光課

- ・民間の施設について、観光入込客数の調査のために各施設の入込客数を照会しているが、森のステーションに位置付けている施設の一部でカウント方法が変わったことなどから、人数が減少してしまった。
- ・薬膳レストランのオープンについて当初は平成 29 年 12 月を予定していたが、地域住民中心の運営のため接客、盛り付け等の研修が必要であったため平成 30 年 5 月になった。オープンが遅れたことによる入場者減少の影響もある。

部会長

- ・今後、どのように改善する予定か。

商工観光課

- ・森のステーションかめおかのプロモーションに力を入れ、平成 30 年度の目標値 16 万人を達成できるよう取り組んでいく。

部会長

- ・KPI①観光消費額は亀岡市全体の数値であり、森のステーションのみでの目標額はあるか。
- ・事業による亀岡市民の雇用創出、所得向上についての効果はどうか。

商工観光課

- ・森のステーションのみでの消費額の目標については、民間施設も含むため設定できていない。
- ・所得向上については、当事業の目標は地域のまちおこしでもあり、平成 29 年度には森のステーションかめおかで 17 名の地元住民が働いている状況である。

部会長

- ・事業の効果が亀岡市全体の経済、観光の活性化にどの程度寄与しているか把握することで、事業のメリット、デメリットが見えてくることもある。数値について、より精査してもらいたい。

C 委員

- ・地元雇用は難しい。市外の方が運営される施設もある。市が投資した施設について、観光でどれくらい入場者を増やしていけるかが大事である。

商工観光課

- ・本事業で市から投資した施設は森のステーションかめおかとレンタサイクルであり、それらについてはどのように効果が上がっているか検証していきたい。

- ・民間施設については経営状況について教えてもらえないこともある。昨年度については気候や災害の関係で営業日が減ったこともあり、KPI②の入場者にも影響があった。

追加出席者 C

- ・今後はプロモーションに力を入れることとしているが、現在の課題と解決の方向性はどうか。

商工観光課

- ・現在、薬膳レストランは1日30食限定で木曜から日曜のみ営業しているが、大型バスで観光客が来る場合40食は必要となるため、提供食数を増やしていきたい。また、夏以降にどのように集客していくかが課題であり、安定して30食が販売できるようになってから、提供食数の増加に取り組んでいきたい。
- ・匠ビレッジの体験についても10人以上の受け入れが難しい部分もあるが、PRによって来場者を増やし、外国人にも体験をキーワードにPRしていきたい。

部会長

- ・トリップアドバイザーでレストランを検索しても、薬膳レストランは見つからない。外国人に向けた案内が不足している。外国人は電車やバスを利用するが、千代川駅に森のステーションを連想させる風景はない。あえて昔の風景に戻す逆開発という方法もあり、森のステーションを連想させるまちづくりをした方が良い。

副部会長

- ・砥石や染物といった民俗資料の活用について、文化資料館との連携はしているか。講座等の連携によって、リピート率が上がると思う。

商工観光課

- ・匠ビレッジは体験等の「匠の技」、文化資料館は「文化財」という棲み分けをしている。今後、連携も検討していく。

追加出席者 B

- ・薬膳レストランに関連して、京都府でも食にテーマをおいた「京都式ガストロノミーツーリズム推進事業」を展開している。PR活動等について、是非相談してもらいたい。

○事業No.4「森のステーション1（神前地区）『（仮称）森のステーションファンタジーコテージ設置と周辺拠点整備』」「森のステーション3（川東地区）『七谷川野外活動センター さくらツリーハウスの整備』」について説明（事務局）

○事業No.4に係る質疑・意見

部会長

- ・地方創生の観光振興事業としては、市外から人を呼ぶことが必要。森のステーション1について、市外からの利用の実績は分かっているか。

市民力推進課

- ・鳥の巣ロッジについて、今年度の41件の利用の内、6件が市外からの利用である。

市民力推進課

- ・市内へチラシを配布したところ、夏休み期間ということもあり、予約が殺到した。京都市、滋賀県、大阪府、兵庫県からの利用もあり、今後アンケートも実施していきたい。

C 委員

- ・施設では、熊や鹿の出没について安全性は大丈夫か。

市民力推進課

- ・森のステーション1については、これまで熊の出没はない。鹿や猪については、獣害柵を設置して侵入できないよう対策している。

社会教育課

- ・森のステーション3については管理人が常駐しており、見回りをして注意喚起している。

部会長

- ・いずれの施設も、予約方法についてインターネットからできるよう改善してほしい。
- ・南丹市のスプリングスひよしではジビエ料理の発信をしている。地元食材の開拓によって、魅力が高められる。

追加出席者 B

- ・当事業については、他の事業より KPI の設定が細かく、アウトカム指標になっていないように感じる。

事務局

- ・各事業の KPI については、申請時期の違いなどから十分に統一できていないところがあった。

部会長

- ・事業全体の効果と、個々の事業がどのように寄与したかを測れるよう、数値について精査してほしい。

○事業No.5「今だけ、ここだけ、貴方だけ観光推進事業」について説明（事務局）

○事業No.5に係る質疑・意見

追加出席者 C

- ・各 KPI の数値は京都府全体のものだが、亀岡市単独での達成状況はどうか。

事務局

- ・観光消費額については事業No.3 で設定した目標値66.16億円に対して実績値は74.69億円であった。

商工観光課

- ・観光入込客数の実績については、平成28年の約277万人から平成29年は約290万人と伸びている。

C 委員

- ・亀岡産野菜、小豆、亀岡牛等のブランドについて、亀岡市内でそれらを食べてもらえる場所が少ない。

農林振興課

- ・亀岡牛を食べられる店舗について、今年度から亀岡料飲連合会と連携して増やしていくよう取り組んでいる。

部会長

- ・亀岡市観光協会のホームページについて、英語の文章は画像で掲載されており、英語で検索してもヒットしない。
- ・秩父の川下りは JAL の機内誌等で情報発信しており、客数も非常に多い。亀岡市の保津川下りは、外向けの発信が弱い。
- ・関西国際空港やタイでのプロモーションの成果として、ツアーの成立数などは把握しているか。

商工観光課

- ・ツアー成立数については把握していない。行政が広域的なプロモーションを行い、各事業者もそれぞれプロモーションを行っているところであり、観光入込客数、外国人数については増加している状況である。

C 委員

- ・観光入込客を増やすことは早急に必要である。大河ドラマのテーマ館を作るという話もあるが、そこに来る観光客へのおもてなしとして、亀岡の土産、観光案内等をどのようにするのか、今のうちに決めておかなければならない。

商工観光課

- ・大河ドラマに関する事業の検討については、光秀大河推進課という新しい部署を設置して取り組んでいるところである。また、市役所全体で複数のワーキンググループを設けており、大河ドラマ館の設置や、物産、飲食の提供に関して検討し、観光消費につなげていきたい。

部会長

- ・海外プロモーションについて台湾では以前から実績があるが、ヨーロッパやアメリカでは渡航費やブース出店料等の課題もあり、発信が弱い。

追加出席者 A

- ・金融の手法として、クラウドファンディングによる情報発信も、世界から注目を得て外国人を呼ぶことに活用できる。

部会長

- ・官民一体となって、引き続き事業を進めていってほしい。

(2) 後期基本計画 第3章第5節「障害のある人の支援」に係るヒアリング

○「障害のある人の支援」に係る総合計画での位置付けについて説明（事務局）

○事業についての説明（障害のある人の支援）

◆具体的施策 No100 「障害者啓発事業」

障害福祉課

- ・この事業の目的は、障害者に対する理解と認識をさらに深めること、障害者差別解消法に示されている合理的配慮について広く市民に周知、浸透を図ることを目的とする。毎年12月3日から9日にかけての「障害者週間」を中心として、各種啓発事業を実施するものである。市から障害者団体へ事業委託という形で実施しており、同団体のメンバーが主体となって各種啓発活動を実施している。
- ・街頭啓発に関しては、「障害福祉 NEWS」という冊子を作成し、より多くの市民の目に触れるように市内の大型スーパーの店頭で来店された市民に配っている。「障害福祉 NEWS」については、毎年障害福祉に関するタイムリーな話題を掲載し、さらに今後は市内の障害者の割合、障害の種別等の記載や障害福祉課の連絡先、相談窓口の記載等も検討していく。
- ・近年は、JR 駅舎内の電光掲示板でも広報文の掲載を行うなど、工夫を凝らして啓発、周知に努めている。また、街頭啓発の実施日には広報車による音声での啓発も行っており、市内一円を回り障害者に対する合理的配慮について広報している。

◆具体的施策 No101 「亀岡市障害者福祉大会の開催」

障害福祉課

- ・毎年10月中旬に障害者、障害者団体及び一般市民を対象に開催される啓発事業である。
- ・この事業については、障害者目線に立った事業運営を行うといった観点に基づき、市内の障害者団体に委託という形で行っており、事業の企画、運営に関しては障害者団体のメンバーが中心となり行っている。
- ・事業は大きく2つに分かれており、市民啓発事業の「障害者ふれあいフェスティバル」と「障害者生活文化展」となっている。「障害者ふれあいフェスティバル」ではスポーツを通じたふれあい事業を行っている。「障害者生活文化展」は、ギャラリーかめおかで10月中旬に開催しており、文化・芸術色が濃い事業となっている。特設ステージを設け、様々な障害者団体を表彰したり、小学生に作文を書いてもらい、優秀な作品を表彰している。その他の催し物についても創意工夫している。

◆具体的施策 No107① 「亀岡市障害者就労支援業務の発注」

障害福祉課

- ・亀岡市障害者就労支援センターに市の業務をいくつか委託しており、その遂行力の高さや実績を市

内の企業等にアピールしている。そのことで、障害者の収入や自立の確保に努めている。現在は、清掃業務等や啓発活動で配る冊子の作成等を主に委託している。

- ・京都府内の障害者就労支援センターで作られたものを「ほっとはあと製品」とし、駅の観光案内所等に置かせてもらっており、市役所庁舎でも毎月第4火曜日に製品を販売している。

◆具体的施策 No107②「亀岡市障害者就労施設等からの物品等の調達推進」

障害福祉課

- ・本事業は、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設が提供可能な物品等を市役所の各部署において、できる限り発注していただくことによる障害者の収入源の確保、自立を目的としている。

◆具体的施策 No104①「障害者自立支援事業」居宅介護等提供

障害福祉課

- ・本事業では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者と健常者が共に生きる社会の実現を目指し、障害者の意思決定を尊重し、その意思決定を支援すると共に自立と社会参加の実現を目的とし、障害福祉サービスを提供している。居宅介護サービスや就労支援サービス等、様々な支援がある。

◆具体的施策 No105「障害者自立支援事業」共同生活援助提供

障害福祉課

- ・共同生活援助とはグループホームのことで、共同生活を営むべき場所で相談、入浴介助、食事の介助等、日常生活上の援助を行っている。障害者の事情に即したサービスを提供するため、共同生活の場を充実させる。障害者のニーズが高まっていく中、既存の施設をうまく活用していくことが大切になってくる。

◆具体的施策 No106「就労移行支援、就労継続支援」

障害福祉課

- ・障害者の就労に向けての援助を行う事業である。就労継続支援に関してはA型、B型と2種類の事業所があり、A型については雇用契約に基づいており、その他にも就労に関する訓練等も実施している。B型は、就労移行支援やA型事業所での就労が困難な障害者に対し、生産活動やその他の就労に必要な知識等の訓練を行う。いずれも賃金が支給されるため、意欲向上につながる。

◆具体的施策 No102, 108「障害者生活支援委託事業」

障害福祉課

- ・障害者が自身に必要なサービスを選ぶようになり、サービスの内容が多様化してきた。その中で、自分に最も適したサービスを選び、より自分らしく生活することを支える相談支援業務の重要度は増している。その中で、精神障害者手帳所持者の増加、障害の種別の多様化、障害者虐待防止法に伴う対応等も加わり、相談機能の重要性は増してきている。障害者の意思決定を尊重するために、障害福祉課では、相談窓口の充実、障害者相談支援員の活動を推進している。障害者相談支援センター「お結び」や、子どものことの相談に関しては「花ノ木医療福祉センター」にて対応することで生活の支援をしている。

◆具体的施策 No103②「こども発達支援事業」

障害福祉課

- ・市直営の療育教室に職員1名、心理士2名、保健師1名を配置し事業を実施している。この事業の目的は、障害の早期発見、早期療育であるため、保健センターでの乳幼児健診や発達検査において、療育が必要と認められる子どもを療育教室につなげている。他の事業との兼ね合いの中で、幼児の療育支援を行う際に1番最初に関わる事業であるため対応は慎重に行う必要があり、高度な専門性が求められる。

◆具体的施策 No104②「日中一時支援事業」

障害福祉課

- ・この事業の目的は、就労等の事情により家族からの日中の支援が受けられない障害者等を対象に見

守りの支援、日中の居場所確保を行うことである。この事業は、障害福祉サービスの生活介護や就労支援等を利用し、月曜日から金曜日の日中の過ごす場所を保証する。また、親が高齢で障害者の世話ができない等の理由で平日の日中以外でも利用される方もいる。引きこもっていた方が、この事業によって外出することができるようになったり、他の障害福祉サービスでは利用の対象にならず、この事業を利用するしかない方の一定の援助にもなっている。

◆具体的施策 No109 「意思疎通支援事業」

障害福祉課

- ・聴覚障害者に対して、意思を伝えるため手話通訳者、要約筆記者、意思疎通支援者を主に派遣しコミュニケーションと情報伝達を支援している。聴覚障害者の中でも、義務教育未就学の高齢の方、視覚障害・聴覚障害を併せ持つ方への支援業務は単なるコミュニケーションの支援だけではなく、日常生活の相談も行うことから、市役所、亀岡市福祉事業団に通訳者を配置している。また、手話通訳者の資格を持つ方を「亀岡市意思疎通支援者」として登録し、派遣事務を事業団に委託している。主に病院での診察時や介護関係の通訳が多くなってきている。また、休日や夜間の急を要する場合にも派遣しており、聴覚障害者からの信頼も得ている。

◆具体的施策 No110 「成年後見制度利用」

障害福祉課

- ・この事業は、認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な人の財産管理等について、家庭裁判所から選任された成年後見人が利用者を支援する制度である。65歳以上の対象者については高齢福祉課で対応いただいているが、当課においては計画相談支援事業所での相談の結果、当該制度の利用が必要と認められる方について対応を行っている。利用ケースについては増加していくと見込んでいる。

◆具体的施策 No111 「亀岡市避難行動要支援者名簿等要配慮者への支援制度の運営」

障害福祉課

- ・この事業については、地域福祉課が作成している「災害時に自力での避難が困難な要支援者の名簿」について、障害福祉課より重度障害者の抽出及び地域福祉課への情報提供を行っている。所定の障害者手帳所持者を対象とする中で、新規に手帳を取得された方も確実に名簿に反映されるよう半年に1度、提供する情報の更新を行っている。災害発生時には、民生委員が対象者の家を回り、状況の確認、災害の情報の提供等を行う際に役立っている。また、119番ファックス、119番メールについては聴覚障害者、言語障害者を対象に火災発生時などにおいて回線を利用し、必要な情報の提供を行う。障害福祉課に申請してもらい、消防署に情報提供を行っている。しかし、携帯電話の普及に伴いファックスの利用は減ってきている。

◆具体的施策 No112 「ガイドヘルパー派遣事業」

障害福祉課

- ・この事業は、障害があるが故に移動が困難な方を対象に、公共交通機関を用いて安全な移動ができるように援助するものである。生活に必要な外出というものよりも社会参加、余暇活動で利用するといった趣旨のものであり、通院介助等であれば、他の障害福祉サービスを利用していただく。外出時の交通費等は自費であるが、介護ヘルパー利用料が公費負担になる。そのため、月の利用時間を40時間以内とし、何時間も利用するといった事態を防ぐことで公平性を保っている。

◆具体的施策 No103① 「4歳児健康観察事業の実施」

こども未来課

- ・この事業は、保健センターで実施している乳幼児健診等の一環であり、4歳児に保育所などの場を借りて行うスクリーニング事業である。4歳になり、集団生活をする中で多動、不注意、人の気持ちへの共感性が低い等の行動上の問題が見える子供の支援が目的である。また、保護者にリーフレットを配布し、4歳程度の子供に対する関わり方等の情報提供も行っている。保育園の先生にも保育を通じて、子どもの様子を報告してもらい、保健師等と連携できるように観察票を配布し、提出

していただいている。これにより、支援が必要な子どもを中心に保健師と心理士が園を巡回し、適宜カンファレンスを行っている。問題があると思われる子どもに対しては、クリニック等を紹介している。

○「障害のある人の支援」に対して市民意見の紹介（事務局）

<質疑応答>

部会長

- ・各事業について意見等があればお願いします。

A 委員

- ・いくつかの成果指標で、計画より実績が下回っているものがある。理由としては、計画には「上限値」が示しており、「最大対応人数以下とすることが目標達成」といった記載がある。例えば、「日中一時支援事業」などではどうか。

障害福祉課

- ・「日中一時支援事業」で、利用人数の計画と実績を比べて、実績が低いのに達成率が100%になっている理由は、計画の数を立てた時点から今まででは事業の性質が変わり、18歳などの一部の利用者は「放課後等デイサービス」を利用した関係で日中一時支援事業自体での利用人数には上がっていないためである。
- ・また、「ガイドヘルパー派遣事業」については利用者の多くが支援内容の計画相談を受けており、この事業だけではなく、様々な障害福祉サービスを受けることによって生活を充実させている。そんな中で、ガイドヘルパー支援事業の利用者が「127人」であった。余暇的な意味合いが強い事業であるため、いくらでもガイドヘルパーを遊ぶために使ってよとなると財政的な面やいろいろな問題が生じてくる。この事業は、利用者が節度を守ることが必要となってくる。
- ・「成年後見制度利用」については、成果指標の利用見込み量は微増である中で平成29年度は計画が「5件」であるのに対し実績が「2件」である。それでも達成度が100%になっているのは、この2件に関しては、成年後見人制度を利用する際に、自身で費用を支払えず、市が負担した件数である。中には自身で費用を負担できる方もおり、その方は数に入っていない。

部会長

- ・特にどの事業がということではないが、ここでは例として「障害者啓発事業」を挙げる。最近、こういった従来型の啓発事業については効果が疑問視されている。海外では、アウトリーチ専門官といった役職の人がおり、積極的に各地へ向かい行政の事業について宣伝を行っている。そういった視点ももう少し加えていただきたい。
- ・障害のある人が、その障害の程度に限らず行きたい小・中学校に通えているのか。
- ・また、亀岡市にはノンステップバスがある。亀岡市に限った話ではないが、バス停に停車する際に、縁石に寄せてしっかり停車すれば、隙間が生まれずに本当のノンステップで乗車できるのに、離れて停車するため、結局、隙間ができてノンステップの意味がなくなっている。そういった事に対し、障害者自身は声を上げにくくとも、ガイドヘルパーがいる場合は気づいたりする。そのようなことを交通関係の部署と連携し、障害者の権利を包括的に守るという意味で進めていって見てはどうか。
- ・また、障害者雇用に関して、雇用する事業所に対して、障害者を雇用する際のすべきこと等を周知することも大切であると思う。障害者からの申請や訴えを待っているだけという姿勢ではなく、実態調査を行うなど、積極的に周知して見てはどうか。そういったことで、何か検討していることはあるか。

障害福祉課

- ・障害福祉課では、障害者団体や制度を利用されている市民に深くかかわっていて、様々な意見をもらっている。「障害者啓発事業」に関しては、以前には市が主体となっていたが、現在は市

内の障害者団体に委託している。しかし、そんな中でも市は日々フォローに回っている。

- ・「亀岡市障害者福祉大会の開催」についても、障害者団体が中心となり、障害者にもこんなことができるよといった事を啓発するため、このような場を設けている。先ほど部長よりノンステップバスの話があったが、実際、そういったような事も障害福祉課に意見が来ることがあり、関係課へ情報提供を行っている。今後も、様々な意見を頂きながら、障害福祉の事業を進めていきたいと思う。

部長

- ・障害者の就労支援に関わることで、「亀岡市障害者就労支援業務の発注」の成果指標で「ほっとはあと製品」の売上が指標になっているが、実際に売上げがあった際に障害者の一人当たりの賃金や、障害者個人の幸福度にどのくらい寄与しているのかといったことを指標値にしたほうが良いのではないか。

障害福祉課

- ・「亀岡市障害者就労支援業務の発注」であるが、元々この事業自体、「障害者に何かできる仕事はないか」という観点から開始した事業であり、各関係課に提供を依頼した。まず、障害福祉課で予算を計上し、各関係課から草刈り作業や清掃業務等の業務を提供してもらい、障害福祉課で割り当てを調整している事業である。
- ・さらに、そこから発展し障害者自ら製品を作り売りたいという意見が出てきた。そこで、販売場所として市役所庁舎を提供し、販売してもらった。これが「ほっとはあと製品」である。また、庁舎以外に、亀岡駅構内の観光案内所や温泉街にクッキー等を置いたりなど、色々な団体、企業等の協力を得ながら販売をしている。亀岡市以外にも販路を広げ販売したいという事で指標にした。
- ・また、「亀岡市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」であるが、これは「障害者優先調達法」に基づき、調達額の目標額を定める義務がある。亀岡市は500万円を目標額とし、その金額を市のホームページ上でも公開し、市民に向けて告知もしている。また、各課の物品の調達や仕事について、障害者就労施設への委託を推進しており、好評を頂いている。例としては、公共施設のペットボトルごみの収集などがあげられる。

部長

- ・「障害者生活支援委託事業」であるが、相談等に対する対応について人員は追いついているのか。児童相談施設等についても、人手が足りないといった話はあるが、障害者相談支援センター「お結び」については、そういったことはないのか。

障害福祉課

- ・どの指標をもって判断するのかは難しい。福祉サービスを受けられる市民の方一人ひとりに計画相談支援事業所の担当者が付く。相談の中で、家庭関係等の問題からどのような福祉サービスを受けるのかや手帳の取得の有無等を話し合っている。担当者の数も余裕はなく、何とか増員したいと考えているが予算の問題もある。毎年、担当者の増員に向け予算を要求しているところではある。

D 委員

- ・随分昔のことではあるが、30人以上従業員を抱える事業所には1人障害者を雇うという決まりができ、1人障害者を雇った。しかし、一経つと徐々に仕事に追いつけなくなっていった。一人で物事を考えることができず、必ず横について指導する人が必要で仕事にならなくなり退職せざるを得なくなった。やはり自立をしようと思ったら、それなりの能力や実力がないといけないといったことを実感した。その点では、花の木医療福祉センターの菓子パンやクッキーの販売は好調で、就労している障害者にも、就労場所として好評価を頂いている。ハートピア京都においてある障害者が作ったお菓子についても好調で、私も買うようにしている。買いに行く際に、障害者の方と少し話をするのが売れた時にすごく良い笑顔をされる。その笑顔は忘れられないほど素晴らしかったが、最近、就労している障害者を見かけなくなった。
- ・また、花ノ木医療福祉センターも昔とは随分変わり、重度障害者の受け入れが305名ほどであり、従業員は200名ほどになるかと思う。全体的には良い方向に向かっていっているのではないか。

部会長

- ・障害者の雇用の継続といった観点で話すのが、私の職場にも1人障害者を雇用している。精神障害を持っておられるが、出勤ができない場合もクラウド技術を駆使しテレワークで在宅でも仕事ができるようにしている。最初からできたわけではなく教えていった。障害者の就労に関して、新しい技術に対する教育支援が不足していると感じる。これからは、従来の就労支援はもちろん、新しい技術に対する支援も加えながら就労支援していく必要があるのではないかと。

(2) 後期基本計画 第4章第6節「地域間交流・国際交流」に係るヒアリング

○「地域間交流・国際交流」に係る総合計画での位置付けについて説明（事務局）

○事業についての説明（地域間交流・国際交流）

◆具体的施策 No179「住民交流推進事業」

文化・スポーツ課

- ・この事業については、亀岡市の隣に位置する京都市西京区とのスポーツ交流イベントであり、市民が主体となって開催される。年2回、開催されており、今後は参加者数を増やしていくことが目標である。平成29年度は、参加者数において計画を下回っているが、理由については200人ほどが参加する予定であった軟式野球大会が台風の影響で中止になったからである。今後は、参加者数の目標達成に向け、亀岡市、京都市西京区の両広報との連携を通じて更なる広報の強化に努めていきたい。

◆具体的施策 No180「国際文化交流事業」

文化・スポーツ課

- ・この事業は、市民の国際社会に対する理解と、交流事業への参加促進を目的としている。「ホームステイ事業」や「ワンデイトリップ in 亀岡」など国際理解を目的とした事業の開催を実施した。いずれの事業においても、異文化を体験できる事業となっている。平成29年度は約40人の外国人ボランティアに来てもらい、参加者と交流した。活動指標について計画の「事業の実施回数」よりも実績が低い理由は、事業費の削減により類似した事業を統合し、より大きな事業として開催したからである。今後は、参加者数を上げていきたいと思っている。

◆具体的施策 No181「姉妹都市交流事業」

文化・スポーツ課

- ・各姉妹都市・友好交流都市間で市民レベルの交流を行うため、市民団体による交流事業の支援を行っている。ホストタウンを契機として亀岡市の魅力を発信し、姉妹都市のクニッテルフェルト市とのより高度な相互理解の形成、より適切な相互関係の蓄積に取り組んでいる。映画上映会や絵画交流事業、クニッテルフェルト市への訪問等も行った。訪問の際には、オーストリア空手連盟のクラウスベルガー会長と協定を結んだ。平成30年度に関しては、クニッテルフェルト市以外の姉妹都市、友好交流都市との交流も進めている。

◆具体的施策 No182「国際交流員活動事業」

文化・スポーツ課

- ・市内の在住外国人の生活環境の向上や、市民の外国文化に対する理解を深めるための交流事業を実施している。国際交流員を文化・スポーツ課に配置し、亀岡国際交流協会へ派遣している。平成29年度には亀岡国際交流事業の数自体が減少し、派遣の回数も減った。また、国際タイムズといった冊子を季節ごとに年4回発行しており、市民にも好評いただいている。また、成果指標にもなっている国際理解事業への参加者数は計画を上回っている。

◆具体的施策 No183, 289②「亀岡市交流会館運営事業 森のステーションかめおかコテージ新築及び拠点整備」

市民力推進課

- ・森のステーションの活用方法を検討し、匠ビレッジ、薬膳レストランと連携を図り、利用者の利便

性向上につながる適正な施設の管理運営を行っている。また、コテージの周知のため「鳥の巣ロッジ」のチラシを平成 30 年 6 月 1 日に全戸配布した。その他にも観光協会や JR 京都駅等にも配布し、周知した。また、亀岡市交流会館の空き部屋の有効活用に向け長期的な使用の募集を行い、現在個人を含み 5 部屋すべてを利用いただいている。また、進行管理調書に記載されている事業費の内訳（当初予算、予備費、補正予算、地方創生拠点整備交付金）は以下のとおりである。予備費は平成 29 年 7 月 9 日に亀岡市交流会館が停電したため、緊急対応として予備費を充てた。補正予算については、台風被害の修繕に充てた。地方創生拠点整備交付金については、鳥の巣ロッジ 2 棟、シャワー棟建設及び亀岡市交流会館の防水工事に充てた。今後は、市内のみならず市外の市民にもチラシ配布、SNS 等活用し周知を図っていききたいと思う。

○「地域間交流・国際交流」に対して市民意見の紹介（事務局）

<質疑応答>

部会長

- ・それでは、「地域間交流・国際交流」に関して意見等をお願いします。

A 委員

- ・「住民交流推進事業」について西京区と交流しているのは、隣同士であるからだと思うが、交流することの意味は何かあるのか。意味がいまいち見出せないことが、参加者の減少につながっているのではないか。

文化・スポーツ課

- ・この事業が始まるきっかけについては、亀岡市、西京区の市民が交流することに関して、市、区が協力して支援しようとしたことであると思われる。参加者数は減少しているが、平成 29 年度については 200 名ほど参加予定であった軟式野球大会が台風で中止になったのが原因であると考えられる。

部会長

- ・2 点訊ねたい。1 つ目は亀岡市の位置を考えた時に、右京区の嵯峨嵐山地区や京北地区と交流が無いのは何故なのか。2 つ目は交流事業がスポーツ交流等であるが、現実の課題として森林の荒廃、獣害がある。予算の問題もあると思うが、猟友会等の市民団体の活動を支援するなどの事は考えないのか。

文化・スポーツ課

- ・2 つ目から答える。現在では、そういった市民団体を支援するといった事は行っていない。亀岡市の団体を支援はしているが、今後、そういった亀岡市、西京区双方で連携している団体への支援も考えていきたいと思う。

部会長

- ・京都学園大学の原教授と連携して行っている「里道トレイル」という事業があったと思うが、それとも連携できるかもしれない。
- ・また、成果指標で参加者数を指標にしているが、京都市から亀岡市に来る人の目的が「たわわ朝霧」であった場合、どの媒体で「たわわ朝霧」を知ったのかを調査するといったことについて検討しているか。

文化・スポーツ課

- ・Web サイトや SNS など、どの媒体で情報を入手したかといったことについて、具体的なアンケートを取ったことはないため、今後、そういった調査を実施することも検討していきたいと思う。
- ・成果指標値については、参加者数になっているが、事業によっては終了後アンケートを取るなどして満足度や理解度を図っているものもある。今後、課内で協議して行く中で平成 32 年度以降は参加者数といった量ではなく、アンケートによる質的な部分についても調査していきたいと思う。

部会長

- ・姉妹都市交流事業であるが、今年度ホストタウン事業として大幅に予算が増額されたと思う。他の自治体では、全員とまではいかないものの高校生を交流先の姉妹都市に留学をさせている自治体もある。例えば交換留学といった形もある。クニッテルフェルト市以外の姉妹都市、友好交流都市への留学等は検討しないのか。若者にそういった事を経験させるとお互いのまちづくりの中で学ぶことも多いし、将来の大きな財産にもなる。何かそういったことで検討していることはあるか。

文化・スポーツ課

- ・かつては市民訪問団等を派遣したりしていたが、今後は、高校生の交換留学等、将来の糧にしてもらえるような事業も検討していきたい。
- ・また、事業によっては参加者数のみではなく、アンケートを実施し、満足度等を調査していくことも検討していきたいと思う。

部会長

- ・現在、住民交流推進事業については消費型というか、交流事業を行って終わりといったものである。将来の投資につながるような交流をしていけたらよいと思う。

副部会長

- ・森のステーションにある「鳥の巣ロッジ」については、亀岡市民を対象としているのか。亀岡市外の人を対象としているのか。

市民力推進課

- ・特定の対象があるといったものではない。亀岡市民に向けてチラシを配布したが、この事業が亀岡市の魅力を知ってもらうことが目的であるため、市外の大阪府や神戸市の方も対象であるし、その方々にも亀岡市交流会館に訪れてもらいたい。
- ・どちらかというと、市外の方々に訪れてもらい、亀岡市の魅力を知ってもらいたいと思う。

副部会長

- ・市外の方々を対象としているのであれば、チラシを持っていない方はどのように「鳥の巣ロッジ」の情報を知ればよいのか。
- ・そういった方々はWebサイト等が無いと情報を得られないと思うが、何か対策はしているのか。

市民力推進課

- ・京都駅や亀岡市観光協会、京都総合観光案内所等にチラシを置いていることに加え、SNS やフェイスブックでも広報に努めており、加えて亀岡市ホームページにも情報を載せている。また、インスタグラムにも写真を掲載している。

部会長

- ・日本語だけで広報しているのか。

市民力推進課

- ・日本語だけである。

部会長

- ・参考になればと思うが、奈良県の吉野町にある「吉野杉の家」は、亀岡市の「鳥の巣ロッジ」と同じようなコテージであるが、ここは町がAirbnb（エアビーアンドビー）社と提携して、登録してもらっている。現在、同社のサイトでも注目されており、結果的に国内のみならず海外からも多くの観光客を迎えている。
- ・宿泊した方にアンケートを実施するなどし、評価してもらうのも有効である。翻訳サイトなどを駆使して海外に宣伝してはどうか。せつかく、このような素晴らしい施設を作ったのであれば、海外の観光客に向けても広報していったほうが良いのではないか。

A 委員

- ・今、Webサイトで「鳥の巣ロッジ」と検索したら出てきたが、「亀岡市 泊まる」と検索したら出てこなかった。Webサイトで検索する際も、探しにくいのではないか。

部会長

- ・広報する際に、外部の人がどのように検索するのかといった視点がないと検索しても見つからないのではないか。亀岡市のホームページにあるといっても普通の人は見ない。独立したWebサイトがあれば一般の方々は見つけやすいが、現在それもない状況である。
- ・せっかくこのような素晴らしい施設を作ったのだから、是非そういった方法を活用してみてはどうか。

D 委員

- ・亀岡市の観光といえば、「トロッコ列車」「湯の花温泉」「保津川下り」である。その他にも、観光するところはいくつかあるのに、外部の方々には知ってもらえていない。

部会長

- ・他の自治体では、野外活動センターのようなものでも宿泊施設のサイトに登録してもらっている。費用は必要になってくるが、このような素晴らしい施設を作ったからには、情報発信、広報の方法にも工夫が必要なのではないか。

<進行管理部会による評価>

○後期基本計画第3章第5節「障害のある人の支援」

部会長

- ・皆さんに記入いただいた「事業評価シート」を事務局において取りまとめた結果によると、「具体的施策 No101 亀岡市障害者福祉大会の開催」について、重要性が低いとなっている。この事業について、意見を聞きたいと思う。
- ・また、手法の妥当性については「具体的施策 No100 障害者啓発事業」及び「具体的施策 No101 亀岡市障害者福祉大会の開催」が特に低い評価となった事業である。これについても意見等頂きたい。

副部会長

- ・「具体的施策 No100 障害者啓発事業」については、所管部も言っていたが事業のやり方が効果的ではないと思う。他の自治体の手法など参考にしてみてもどうか。

部会長

- ・街頭で物を配って啓発になるかどうか疑問に思う。ティッシュを配ったり、ポスターを貼ったり、音声で呼びかけたりするのは、費用がかかる割には効果があまりないように思う。そういった方法よりも、もっと体験を通じて啓発していく方法を考えないと効果がないのではないか。一般の市民は、障害者が身近にいないとなかなか自身の事のように考えにくい。
- ・高齢になるにつれて、体のあらゆる部分が衰えていく。ある意味で障害を負っている状態と似ているが、これに関しても実際に高齢者になってみるまでは気が付かない。
- ・手塚副部会長からも意見があったが、他の自治体の取組内容等を参考にしながら、新しい手法を考えたいと思う。
- ・以上が部会としての意見である。

部会長

- ・次に「具体的施策 No101 亀岡市障害者福祉大会の開催」について、何か意見はあるか。

A 委員

- ・障害者福祉大会については、限られた人たちの中で行われている気がするので、重要性は高いが手法の妥当性について問題があるといった評価を付けたほうが良かったかなと思う。もう少し多岐にわたった人から来てもらえるようにしたほうが良いのではないか。
- ・障害者福祉大会という位置づけよりも、もっと一般市民に開かれた形のものにしたほうが良いのではないか。

D 委員

- ・障害者自身のご両親、またご兄弟にももう少し積極的に参加してほしい。

部会長

- ・障害者だけではなくて健常者の方々にも参加してもらって、一緒に体験したり楽しんだりするようなものがあればよいと思う。

C 委員

- ・障害者だけの集まりになってしまっている。健常者と障害者が一緒になるような大会が年に1回でも良いのであればと思う。

部会長

- ・亀岡市に「みずのき美術館」という障害者の作品を展示している美術館があるが、世界的に見てもトップレベルの美術館である。しかし、市民には全く知られていない。滋賀県にも県で広報に取り組んでいる同じような美術館があり、多くの来場者数を記録している。
- ・また、障害者がある意味、特別扱いしているような面も見受けられる。障害者と健常者が一緒になって取り組めるようなものがあればよいと思う。

D 委員

- ・亀岡には「市民福祉の集い」というものがあるが、何か共同でできるものがあればと思う。

部会長

- ・障害者の結婚、子育てに対する支援の制度のようなものはないのか。事業を見ていると、障害者を特別扱いし、障害者のままでいさしてしまうように感じる。障害者福祉大会の内容を精査する必要がある。例えば、市民をもっと巻き込む形の大会にしたら良いのではないか。

○後期基本計画第4章第6節「地域間交流・国際交流」

部会長

- ・事務局により皆さんの「評価シート」を取りまとめた結果によると、「地域間交流・国際交流」における「具体的施策 No179 住民交流推進事業」については、重要性と手法の妥当性がともに低い。何のためにしているのかがわからない。

部会長

- ・なぜ西京区なのか、右京区も近いと思う。

C 委員

- ・地域を区切るといふのはおかしいのではないか。

部会長

- ・南丹市との交流も大事であると思う。南丹市から京都市へ通勤されたり、亀岡市から南丹市へ通勤されたりしている方もいるとは思いますが、地域の課題や問題を一緒になって解決できるような交流事業があればよいと思う。

D 委員

- ・福祉部門では、南丹市と深い交流関係がある。

部会長

- ・「具体的施策 No179 住民交流推進事業」については、重要性、手法の妥当性と共に低いため、現行の方法では必要ないのではないかと感じる。
- ・部会の意見としては、「具体的施策 No179 住民交流推進事業」は現行の方法であれば必要なく、事業を続けるのであれば、地域の課題、問題を解決できるような内容にすべきではないかという意見とする。

A 委員

- ・総合計画の中での位置付けについても考えるべきではないか。

部会長

- ・また、小学校、中学校での部活動についても交流してみても良いのではないか。現状のままでは何をしているのかわからない事業になってしまっている。

部会長

- ・「具体的施策 No180 国際文化交流事業」と「具体的施策 No181 姉妹都市交流事業」について何か意見はあるか。

A 委員

- ・2つの事業共に活動指標が参加者になっている点が気になる。

部会長

- ・所管課が違うかもしれないが、亀岡市の在住外国人が困っていること等を把握できているのか。例えば外国人観光客の誘致に役立てるために、亀岡市の在住外国人がどう感じているのかといったことを調査する場合には、適した事業であると思われる。しかし、事業の内容が姉妹都市の国の料理を食べるだけで終わってしまっている。

D 委員

- ・一般市民と在住外国人との交流もあまりない。

部会長

- ・こういった交流事業に参加できる人はともかく、できない人もいる。
- ・また、保津川のラフティングについてもネパールの方々が1年の半分だけ亀岡市に来て仕事をしている。そういった方々とも交流する機会がなく、どのような人達かといったこともわからない。また、普段の生活では、ごみ出しのルールなどでトラブルになってしまうこともある。
- ・やり方も含めて検討し、本当の意味での国際交流になるような事業になれば良いと思う。

3 閉会

事務局

- ・本日頂戴した意見、評価結果をもとに、10月上旬に理事者ヒアリングを実施し、事業の改善に努めていく。
- ・理事者ヒアリングの結果については、来年1月開催予定の平成30年度第3回亀岡市総合計画審議会進行管理部会にて報告させていただく。